

## 監査委員公表第541号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月29日

大分県監査委員 米 濱 光 郎  
大分県監査委員 姫 野 邦 子  
大分県監査委員 麻 生 栄 作  
大分県監査委員 首 藤 隆 憲

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務等

#### 2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成24年7月23日から平成25年2月1日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	9
教育庁及び教育機関	10
警察本部	1
合計	20

#### 3 監査の主眼

旅費、その他需用費等事務費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

### 第2 監査の結果

監査を実施した20機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり4機関において、4件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

#### (1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

#### (2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

### 1 指摘事項

なし。

### 2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局)	
南部保健所	領収書について、領収書受払簿による受払手続や使用後の領収書冊子の返納手続がされていないなど、取扱いに不適正な事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
別府教育事務所	現金出納事務において、現金出納表に受入れ及び払出し等の状況が記載されていない事例が認められた。
大分支援学校	平成24年度の材料品出納簿について、所属長や出納員の決裁印が押印されていないほか、購入した材料品の記入漏れがあるなどの事例が認められた。
日田支援学校	平成24年度の材料品出納簿が一部作成されていないほか、当該材料品を使用して作成した生産製作品について、生産製作品調書が作成されていないなどの事例が認められた。

### 3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
農林水産研究指導センター畜産研究部	平成24年7月23日
産業科学技術センター	平成24年9月21日
臼杵土木事務所	平成24年11月19日
佐伯県税事務所	平成24年11月26日
東部振興局日出水利耕地事務所	平成24年12月21日
高速道対策局	平成24年12月25日
大分駅周辺総合整備事務所	平成25年1月21日
南部保健所	平成25年2月1日
農林水産研究指導センター水産研究部	平成25年2月1日
(教育庁及び教育機関)	
佐伯支援学校	平成24年7月27日
鶴崎工業高等学校	平成24年8月24日
大分雄城台高等学校	平成24年8月29日
佐伯豊南高等学校	平成24年8月29日

大分上野丘高等学校	平成24年9月24日
大分支援学校	平成24年10月22日
社会教育総合センター	平成24年10月22日
大分商業高等学校	平成24年10月26日
別府教育事務所	平成25年1月21日
日田支援学校	平成25年2月1日
(警察本部)	
大分中央警察署	平成24年9月21日